

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
土曜日の翌日)

## ◇ 告 示 目 次

- 生活保護法による医療機関の指定
- 鳥取県農業改良資金債務保証基準の廃止
- 飼料の分析検査の概要
- 解除予定の保安林にする旨の通知
- 森林所有者が知れず、又はその所在が不明のもの
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の認可
- ”
- ”
- ”
- 土木費支弁並びに土木費補助規程の廃止
- 土地の用途廃止
- ”

## 告 示

### 鳥取県告示第七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十五年三月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診療科名	開設者名
昭和四十五年三月二日	足立眼科医院	鳥取市今町二丁目二〇九番地	眼科	足立 啓

### 鳥取県告示第七十五号

鳥取県農業改良資金債務保証基準（昭和三十六年三月鳥取県告示第七十号）は、廃止する。

昭和四十五年三月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県告示第七十六号

飼料の品質改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第一項の規定に基づき昭和四十四年十二月に収去した飼料の分析検査の概要を、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年三月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

動物性たん白質飼料一せい検査  
非登録飼料

製造事業場の所在地及び名称 飼 料 の 名 称	区分	成 分 分 査 ( % )					検 査 出 物				特 記 事 項
		水 分	粗たん白	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	ソノモニ ア塵壜素	土 砂	水溶性 塩 類	その他の 検出物	
鳥取市湯所町2丁目143 倉谷魚粉製造所	票	6.7	45.0	21.4	0.5	30.0	0.11	1.21	1.72	カニ殻 微量	昭和44年12月3日
		7.1	48.5 50.0 54.8	18.1	0.2	20.9 28.0 19.4	0.12	1.88	1.52		
境港市竹内町 新乙市商店	票	5.2	91.6	3.2	0.3	1.9	0.29	0.54	0.38		昭和44年12月3日
		5.3	40.9	15.1	0.4	35.5	0.30	1.53	0.86		

【備考】 表示区分の欄中 「票」とあるのは任意に成分票を附した飼料を、空白はそれ以外の飼料を示す。  
検査結果の成分検査の欄中 上段は表示成分量を示し、「粗たん白質」の欄は「以上」を示し、粗灰分の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。

一般飼料検査  
登録飼料

製造事業場の所在地及び名称 飼 料 の 名 称	登録番号	検 査 結 果				収 去 年 月 日 特 記 す べ き 事 項
		粗たん白	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
境港市外江町3743番地の1 山陰くみあい飼料株式会社 くみあい標準配合飼料中雑用1号	5555	17.0 18.2	3.0 3.4	5.0 3.2	8.0 5.9	昭和44年12月3日 境港市外江町3743番地の1 山陰くみあい飼料株式会社

くみあい標準配合飼料大雑用 1号	3943	14.0 14.9	3.0 3.5	7.0 3.5	9.0 7.4
くみあい標準配合飼料若肉鶏ブローラー後期	4446	19.0 20.0	4.0 5.2	5.0 2.7	8.0 5.2
くみあい標準配合飼料成鶏用17号マツシユ	69TD 第172	17.0 17.7	3.5 4.2	6.0 2.7	11.0 9.6

〔備考〕 検査結果の成分検査の欄中上段は保証成分量を示し、「粗たん白質」「粗脂肪」の欄は「以上」を、示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。  
 収去年月日その他特記すべき事項の欄中、場所の表示のあるものは、当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは、当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

非 登 録 飼 料

製造事業場の所在地および名称 飼 料 の 名 称	表示区分	検 査				結 果		収 去 年 月 日 其 他 特 記 す べ き 事 項
		粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	検 出 物	要 注 法 第 15 条 の 2 其 他 検 出 物 に 関 す る も の	
境港市外江町3743番地の1 山陰くみあい飼料株式会社	表	15.0 15.4	2.0 3.9	11.0 7.6	10.0 8.3			昭和44年12月3日 境港市外江町3743番地の1 山陰くみあい飼料株式会社
くみあい配合飼料乳牛用山陰特号	表	12.0 13.2	2.0 3.7	8.0 4.8	8.0 6.2			
くみあい配合飼料肉牛用3号	表	16.0 17.0	3.0 3.7	6.5 3.8	8.0 6.5			
くみあい配合飼料子豚用	表	12.5 13.7	2.0 3.0	8.0 3.9	8.0 5.4			
くみあい配合飼料肉豚用後期	表	14.0 14.9	2.0 2.8	9.0 6.3	9.0 6.2			
くみあい配合飼料種豚用	表	17.0 17.6	2.5 3.0	5.0 2.7	7.0 4.8			
くみあい配合飼料スタート	表							

京都府右京区西院北久掛町36の5 瑞穂飼料株式会社	票	60.0 60.0	21.0 18.4	昭和44年12月8日 境港市外江町3748番地の1 山陰くみあい飼料株式会社
------------------------------	---	--------------	--------------	--

〔備考〕 表示区分の欄中、「表」とあるのは法第15条の2の規定により成分等表示票を附した飼料を、「票」とあるのは任意に成分票を附した飼料を、空白はそれら以外の飼料を示す。

検査結果の成分検査の欄中、上段は表示成分量を示し「粗たん白質」及び「粗脂肪」の欄は「以上」を、「粗繊維」「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。

収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

**鳥取県告示第七十七号**

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年三月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡家町大字山志谷字前田向三四〇の六、三四二の四
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
道路敷地とするため

**鳥取県告示第七十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第一項の規定に基づき保安林の指定の通知を受けた次に掲げる場所に所在する保安林につ

いては、その森林所有者が知れず、又はその所在が不明であり、同法同条第三項の規定による当該通知の内容を通知することができないので、同法第百八十九条の規定によりその内容を赤碕町役場に掲示したから、同法同条の規定により告示する。

昭和四十五年三月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保 安 林 の 所 在 場 所		分 明 である最後の森林所有者			
郡 町 大字	字	地 番	住 所	氏 名	
東伯 赤碕	中 村	大藤谷 長坂頭	六四五の七〇	東伯郡赤碕町高岡	御崎 勤
"	"	太一垣	六一六の五九	"	太一垣 大村幸一
"	大 父	大 山 家	一〇一三の九五	"	大 父 前田政義
"	尾 張	ナキ谷	三七〇の三	米子市東町六四	小野昌敏
"	"	ゾウブ畑	三六九の三	"	"

鳥取県告示第七十九号

昭和四十四年十二月六日付けで岩美町長から申請のあつた土地改良(岩常地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年三月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年三月十八日から二十日

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十号

西伯郡会見町朝金千百十番地井田盛義ほか十九人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良(朝金地区農地造成及農道整備)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年三月五日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十五年三月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十一号

米子市安倍六十七の二番地石田岩夫ほか六十六人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良(安倍地区農道舗装)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年三月五日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十五年三月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十二号

倉吉市服部三百二十二番地清水敏晴ほか十九人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良(服部地区農道整備)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年三月五日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十五年三月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十三号

米子市彦名町九百三十二番地佐藤喜久代ほか九十人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良(彦名地区かんがい排水)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年三月五日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十五年三月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百八十四号

土木費支弁並びに土木費補助規程（昭和二十四年三月鳥取県告示第百五号）は、廃止する。

昭和四十五年三月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百八十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年三月十一日から用途廃止した。

昭和四十五年三月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方メートル)	用 途
岩美郡国府町大字町屋字上石住四〇二ノ二番地先	五六・七三	道路敷
〃 四〇〇ノ一番地先	三三・五三	水路敷

鳥取県告示第百八十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年三月十一日から用途廃止した。

昭和四十五年三月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方メートル)	用 途
日野郡日野町根雨字ラソコエ七一四番地先から 七一四ノ三番地先まで	二二・四七	道路敷

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】